

特定個人情報保護評価書（素案）の概要について

平成 26 年 11 月 21 日

1 番号制度（社会保障・税番号制度）とは

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

2 特定個人情報保護評価とは

番号制度の導入に際し、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）の取扱上想定されるリスク対策として法律により評価手続の実施が義務付けられています。

品川区では、住民基本台帳に関する事務について、番号制度に伴い特定個人情報を取扱うこととなるため、特定個人情報保護評価を実施します。

3 住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の内容

I 基本情報（次の事項を基本事項としています）

特定個人情報ファイルを取り扱う事務、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム、特定個人情報ファイル名、特定個人情報ファイルを取り扱う理由、個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携、評価実施機関における担当部署、他の評価実施機関、事務の内容（評価書 3～11 頁）

II 特定個人情報ファイルの概要

以下のファイルごとに、基本情報、特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去の取扱方法が記載されています。

(1) 住民基本台帳ファイル（評価書 12～28 頁、39 頁）

住民に関する記録を正確に行うために必要なファイル。

(2) 本人確認情報ファイル（評価書 29～33 頁、40 頁）

住民基本台帳ネットワークを通じて本人確認を行うために必要なファイル。

(3) 送付先情報ファイル（評価書 34～38 頁、41 頁）

個人番号カードの券面記載事項として法令に規定された項目の記録および通知カード等の送付先の情報を記録するために必要なファイル。

III 上記 3 つのファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

◎主なリスク対策は次のとおりです。

(情報の保管)

①外部侵入防止策＝24 時間有人監視、監視カメラによる管理

②入退室管理方法＝個人 ID・生体認証による入退室管理

③不正持出防止策＝金属探知機による管理、データ保管場所の入退室管理

(情報の提供・移転)

- ①不正提供・移転防止策＝庁内ネットワーク・庁内間連携に限定し連携ログを管理
- ②不適切方法提供・移転防止策＝庁内ネットワーク以外移転を禁ずるようシステムを制御
- ③誤情報提供・移転防止策＝セキュリティ保証の連携システムに移転を限定措置

(情報の使用)

- ①目的外使用防止策＝個人番号業務以外のアクセス制御、定期的ログ管理
- ②無権限者使用防止策＝個人ID・生体認証によるアクセス管理
- ③不正複製防止策＝外部媒体への読み書きができないよう端末を制御

(情報の入手)

- ①不正方法入手防止策＝アクセスログ処理目的管理
- ②不正確情報防止策＝入出力情報の日次点検管理
- ③漏えい紛失防止策＝個人ID・生体認証による操作者権限管理

(事務の委託)

委託先による不適切な取扱いに対する防止策(区と同等のリスク対策措置)

- ①情報保護管理のための規程・取組み体制の確認
- ②必要最小限の従業員にアクセス権限付与
- ③入退室管理、ログ記録管理、作業記録管理
- ④委託先データセンターを定期的視察

IV その他のリスク対策

監査、従業員に対する教育・啓発等（評価書 63 頁）

V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する
問合せ（評価書 64 頁）

VI 評価実施手続

基礎項目評価、国民・住民等からの意見の聴取、第三者点検、特定個人情報保護委員
会の承認（評価書 65 頁）

4 住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価のスケジュール

平成 26 年 11 月 21 日～12 月 21 日	区民意見聴取の実施
平成 26 年 12 月下旬～1 月上旬	区民意見を受けて、評価書への反映
平成 27 年 1 月下旬	第三者点検
平成 27 年 2 月上旬	第三者点検を受けて、評価書への反映
平成 27 年 2 月下旬	区議会へ区民意見聴取・第三者点検結果の報告
平成 27 年 3 月中	特定個人情報保護委員会へ評価書提出 評価書の公表